

大和市印鑑条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、住民の印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本条例は、住民の印鑑の登録及び証明の交付に関する手続きと取扱い等について規定している。

(印鑑登録のできる者)

第2条 印鑑の登録（以下「印鑑登録」という。）をすることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者とする。ただし、次に掲げる者は、印鑑登録をすることができない。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

【解説】

印鑑登録のできる人は本市の住民基本台帳に記録されている人であると規定している。ただし、15歳未満の者と意思能力を有しない者は印鑑登録をすることができない。意思能力を有しないとは、自身で物事を正しく認識する判断能力を有しないことを意味する。なお、窓口で本人が自身の印鑑登録をしようとしていることを認識できていないと判断した場合は、意思能力を有しない者とみなす。

(印鑑登録数の制限)

第3条 印鑑登録は、1人につき1個とする。

【解説】

同一人による、2個以上の印鑑の登録はできない。また、同一の印鑑を2人以上の人が登録することはできない。本人の同一性及び本人の意思の真正性の確認機能を確保するためである。

(印鑑登録の申請)

第4条 印鑑登録をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、所定の申請書に登録しようとする印鑑を添えて、自ら市長に申請しなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができない場合は、代理人により申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書に記載されている事項について、住民基本台帳と照合し、その他必要な事項について審査し、その申請が適正であることを確認しなければならない。

【解説】

<第1項関係>

- ・登録申請は、登録しようとする印鑑を持参し本人が行うことを原則としている。
- ・ただし、本人ができない場合については代理人による申請ができる。代理人は、本人自筆の委任状を提出することにより登録申請を委任されたものとする。(本条例第13条)

<第2項関係>

前項による申請書に記載されている事項について、住民基本台帳に記載されている事項と照合し適正であることを確認することとしている。

(本人等の確認)

第5条 市長は、前条の規定により印鑑登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をしなければならない。

2 前項の確認は、登録申請者に文書で照会し、その回答の書類を登録申請者又はその代理人に持参させることによって行うものとする。

3 登録申請者が自ら申請した場合の確認は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うことができる。

(1) 官公署又は法人の発行した身分を証するに足りる書類で、規則で定めるものを提示させること。

(2) 既に印鑑登録をしている者（以下「登録者」という。）により、登録申請者が本人に相違ないことを保証した書面を提出させること（登録者が本市に住所を有しない場合には、当該登録者の印鑑登録の証明書を当該書面に添えなければならない。）。

4 第2項の規定による照会に対し、規則で定める期間内に回答の書類の持参がないときは、当該申請はなかったものとみなす。

【解説】

<第1項関係>

印鑑登録の申請があった場合は、申請者が本人であること及び本人の申請意思の確認を行う。

<第2項関係>

前項の確認については文書で本人へ照会し、本人又は委任状を持った代理人が回答書を持参することで行う。

<第3項1号・2号関係>

- ・前項の規定に関わらず、本人が申請し以下のいずれかによる場合は即日印鑑登録をすることができるとしている。

- ・国内官公署又は法人が発行した有効期限内の写真付身分を証する書類で規則に定めるものを提示する場合。(大和市印鑑条例施行規則第5条1項)
- ・既に印鑑登録している人が登録印をもって書面で本人を保証する場合。ただし、保証する人の住所が市外の場合、印鑑登録証明書を添付しなければならない。

<第4項関係>

期間内に、回答の書類の持参がないときは、申請は無かったものとみなす。期間は、申請の日から起算して一月とする。(大和市印鑑条例施行規則第4条2項)

(印鑑の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは当該氏に係る通称(同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)、氏名、旧氏若しくは通称の各一部を組み合わせたもの又は当該氏名につき片仮名により表記されているもの(以下「片仮名表記」という。)若しくはその一部を組み合わせたもの(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民である者(以下「外国人住民」という。)に係るものに限る。)で表していないもの
- (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの
- (3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (4) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (5) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (6) その他市長が不相当と認めたもの

【趣旨】

登録できない印鑑について規定している。

【解説】

<第1号関係>

- ・住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏と違う文字で表したもの。

なお、旧氏は住民基本台帳に記録されたもの(令和元年11月5日施行の大和市印鑑条例一部改正による。)とする。

- ・漢字をひらがなやカタカナにしたもの、又はひらがなやカタカナを漢字にしたもの。
- ・外国人住民にあつては住民基本台帳に記録されている氏名、漢字併記名、若しくは通称名、又は氏名の片仮名表記として記載していない文字で表したものの。
- ・氏又は名的一方についてのみ一部を省略したもの。

<第2号関係>

職業や資格、その他氏名、氏、名、旧氏、漢字併記名、通称名、氏名の片仮名表記の氏名以外の事項を表しているもの。

<第3号関係>

ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。

<第4号関係>

印影が不鮮明なもの。

<第5号関係>

8mmの正方形に収まるもの又は25mm以下の正方形に収まらないもの。

<第6号関係>

文字が欠けているもの、枠がないもの、文字の判読が困難なもの、別の人が既に登録している印鑑に酷似しているものなど。

(印鑑登録)

第7条 市長は、第5条の規定による確認ができた日をもって、次に掲げる事項を印鑑登録の原票に記録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 住所
- (5) 氏名（住民基本台帳に旧氏が記録されている場合にあつては、氏名及び当該旧氏、住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び当該通称）
- (6) 住民基本台帳に片仮名表記が記録されている場合は、当該片仮名表記
- (7) 出生の年月日

2 市長は、前項に規定する印鑑登録の原票を再製するときは、登録者に通知して当該印鑑を提出させるものとする。

【解説】

<第1項関係>

印鑑の登録をした日をもって、原票に第1号～第7号の事項を記録し保管する。

旧氏は住民基本台帳に記録されたものとする（令和元年11月5日施行の大和市印鑑条例一部改正による。）。

<第2項関係>

前項に規定する印鑑登録の原票を再製するときは、登録者に通知して当該印鑑を提出させるものとする。

（印鑑登録の証の交付）

第8条 市長は、前条第1項の規定により印鑑登録の原票に記録したときは、登録申請者又はその代理人に対し登録番号の記載された印鑑登録の証を交付するものとする。

【解説】

印鑑登録の原票に前条第一項に定める事項を記録し、登録番号を印字した印鑑登録証（カード）を本人又は代理人に交付する。

（印鑑登録の証の効力）

第9条 印鑑登録の証を所持する者は、印鑑登録又は印鑑の証明書の交付を受ける場合に限り、登録者又はその代理人（以下「登録者等」という。）とみなす。ただし、第11条第3号の規定に該当し、届出のあった場合は、この限りでない。

【解説】

印鑑登録証明交付申請書とともに印鑑登録証を提示した場合に限り、本人又は代理人とみなす。ただし、第11条第3号の規定に該当し印鑑登録証の亡失により廃止届のされた場合は、この限りでない。

（印鑑登録の証の交換）

第10条 市長は、登録者等の申出により、印鑑登録の証が著しく汚損したときに限り、新しい印鑑登録の証と交換することができる。

【解説】

印鑑登録証の登録番号及び公印が著しく汚損したとき等に限り、新しい番号の印鑑登録証と交換することができる。

(印鑑登録の廃止)

第11条 登録者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の廃止届に印鑑登録の証(第3号に規定するときを除く。)を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 印鑑登録を廃止しようとするとき。
- (2) 印鑑登録をした印鑑を亡失したとき。
- (3) 印鑑登録の証を亡失したとき。
- (4) 印鑑登録の証に記載されている登録番号が判読できなくなったとき。
- (5) 印鑑登録をした印鑑が毀損し、又は摩滅したとき。

【解説】

登録者から廃止届が必要なときについて規定している。印鑑登録証は、亡失したときを除いて返却しなければならない。

<第1号関係>

印鑑登録を廃止するとき。印鑑を変更するとき。

<第2号・3号関係>

印鑑又は印鑑登録証を亡失したとき。

<第4号関係>

印鑑登録証の登録番号が判読できなくなったとき。

<第5号関係>

印鑑がき損したり、摩滅して、枠の4分の1以上又は文字の一部が欠けたとき。

(印鑑登録の消除)

第12条 市長は、前条の規定に基づき印鑑登録の廃止届があったときは、印鑑登録の原票の記録を消除しなければならない。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、印鑑登録の原票の記録を職権で消除しなければならない。

- (1) 転出したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 氏(氏に変更があった者にあつては、住民基本台帳に記録されている旧氏を含む。)若しくは名又は氏名(外国人住民にあつては、通称及び片仮名表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)
- (4) 意思能力を有しない者となったとき。
- (5) 外国人住民にあつては、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつ

たとき(国籍法(昭和25年法律第147号)の規定により日本国籍を取得したときを除く。)

(6) その他印鑑登録の原票を消除すべき理由が生じたとき。

3 市長は、前項第3号、第4号及び第6号の規定により印鑑登録の原票の記録を消除したときは、当該登録者にその旨を通知するものとする。

【解説】

<第1項関係>

前条の規定により廃止届があったときは、印鑑登録の記録を消除しなければならない。

<第2項関係>

本項の各号に該当するときは職権で印鑑登録を廃止し記録を消除しなければならない。

<第2項第1号関係>

転出日又は転出予定日をもって廃止となる。

<第2項第2号関係>

死亡日又は失踪宣告の日をもって廃止となる。

<第2項第3号関係>

氏若しくは名又は氏名(住民基本台帳に記録がされている旧氏や、通称及び氏名の片仮名表記、漢字併記名を含む。)を変更し、登録されている印影と住民基本台帳に記録されている氏若しくは名又は氏名や旧氏等が合わなくなった場合。

<第2項第4号関係>

自身が印鑑登録していることを認識できていないと判断した場合は、意思能力を有しない者とみなし印鑑登録を消除する。

<第2項第6号関係>

不正に印鑑登録の申請を行ったことがわかったときなど。

<第3項関係>

前項第3号、第4号、第6号の規定により職権で印鑑登録を廃止した場合は、本人に通知する。

(代理人の添付書類)

第13条 第4条第1項ただし書、第5条第2項、第10条及び第11条の規定による申請又は届出を代理人によって行う場合は、本人からの委任の旨を証する書面を提出しなければならない。

【解説】

印鑑登録の申請、印鑑登録照会の回答書の提出と印鑑登録証の受け取り、印鑑登録証の交換、印鑑登録の廃止届について、代理人が行うときは、本人からの委任の旨を証する書面を提出しなければならない。

(印鑑登録の原票の記録の修正)

第14条 市長は、第7条第1項の規定による印鑑登録の原票に記録されている事項（印影を除く。）について変更を生じたことを知ったときは、職権で修正しなければならない。

【解説】

印鑑登録の原票の記録は、印影以外の事項に変更が生じた場合、職権で修正しなければならない。

(印鑑登録の証明書の交付申請)

第15条 印鑑登録の証を所持する者が、印鑑登録の証明書の交付申請をしようとするときは、所定の申請書に印鑑登録の証を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、登録者（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている者に限る。次項において「利用者証明利用者である登録者」という。）が本人の印鑑登録の証明書の交付申請をしようとするときは、個人番号カードを市長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に認証させ、かつ、規則で定める暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録の証の添付に代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者証明利用者である登録者は、次に掲げる方法により印鑑登録の証明書の交付を市長に申請することができる。この場合においては、印鑑登録の証を添えることを要しない。

(1) 個人番号カードを市長が別に定める多機能端末に認証させ、規則で定める暗証番号及び必要事項を入力する方法

(2) 大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し、規則で定める暗証番号及び必要事項を入力する方法

4 第1項の規定にかかわらず、移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）に同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている者は、当該移動端末設備に規則で定める暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行い、これを多機能端末に認証させ、必要事項を入力する方法により印鑑登録の証明書の交付を市長に申請することができる。この場合においては、印鑑登録の証を添えることを要しない。

【解説】

<第1項関係>

印鑑登録証明書の交付申請をしようとするときは、所定の申請書に印鑑登録証を添えて申請しなければならない。

<第2項関係>

個人番号カードに利用者証明用電子証明書が記録されている登録者が本人の印鑑登録の証明書の交付申請をしようとするときは、個人番号カードを端末に認証させ本人が暗証番号を入力することにより、印鑑登録証の代わりとすることができる。

<第3項関係>

個人番号カードに利用者証明用電子証明書が記録されている登録者は、次に掲げる方法により印鑑登録の証明書を市長に申請することができる。この場合は、印鑑登録の証を添えることを要しない。

- (1) 個人番号カードを、市役所やコンビニエンスストア等に設置されている市長が指定する多機能端末等に認証させ、暗証番号等を入力する方法。
- (2) 電子申請システム上で、個人番号カードの暗証番号等を入力する方法。

<第4項関係>

スマートフォン用利用者証明用電子証明書が記録されている登録者は、スマートフォンに暗証番号等を入力し、市役所やコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末等に認証させ、必要事項を入力する方法により、印鑑登録証明の交付を申請することができる。この場合は、印鑑登録の証を添えることを要しない。

(印鑑登録の証明書の交付)

第16条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請を印鑑登録の証（同条第2項及び第3項の場合を除く。）及び印鑑登録の原票の記録事項と照合し、適正であることを確認したうえで、第7条第1項の規定による印鑑登録の原票の記録事項のうち、同項第1号及び第4号から第7号までに掲げる事項について電子計算組織から出力された印鑑登録の証明書を当該申請者に交付するものとする。

【解説】

前条の規定による申請があったときは、当該の申請について、印鑑登録証（同条第2項及び第3項の場合を除く）及び、印鑑登録の原票の記載事項と照合し、適正であることを確認したうえで第7条第1項第1号及び第4号から第7号に規定する事項について電子計算組織から出力された印鑑登録証明書を交付する。

(複写した印鑑登録の証明書等の交付)

第17条 市長は、事故その他やむを得ない理由により、前条に規定する印鑑登録の証明書を作成できないときは、複写した印鑑登録の証明書又は印鑑の証明書を交付することができる。

2 前項の規定による印鑑の証明書の交付申請をしようとするときは、印鑑登録をしている印鑑を添えなければならない。

3 第1項に規定する複写した印鑑登録の証明書等の交付申請等については、第15条第1項及び第2項並びに前条の規定を準用する。この場合において、前条中「電子計算組織から出力された印鑑登録の証明書」とあるのは、「複写した印鑑登録の証明書又は記載し、当該印鑑を押印した印鑑の証明書」と読み替えるものとする。

【解説】

<第1項関係>

事故その他やむを得ない理由により、電子計算組織から印鑑登録証明書を出力できないときは、複写した印鑑登録の証明書又は印鑑の証明書を交付することができる。

<第2項関係>

前項の規定による印鑑の証明書の交付申請をしようとするときは、印鑑登録している印鑑を添えなければならない。

<第3項関係>

第1項に規定する「複写した印鑑登録の証明書又は記載し、当該印鑑を押印した印鑑の証明書」の交付申請等については、第15条第1項、第2項、第16条の規定に準じるものとする。

(関係人に対する質問等)

第18条 市長は、印鑑の登録及び証明について必要があると認めるときは、当該事務に従事する職員をして関係人に対して質問させ、又は書類の提示を求めさせることができる。

【解説】

印鑑の登録及び証明について、本人であることの確認等のため必要があるときは、申請者に対する質問や身分証明書類等の提示を求めることができる。

(閲覧の禁止)

第19条 市長は、印鑑登録の原票その他印鑑登録及び印鑑登録の証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

【解説】

印鑑登録の原票及びその他印鑑登録及び印鑑登録の証明に関する書類は、閲覧に供してはならな

い。これらは、個人の財産等に重要な関わりがあるため利益保護の見地からも公開すべき性質のものではないと考えられている。

(大和市行政手続条例の適用除外)

第20条 この条例の規定による処分については、大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

【解説】

この条例の規定による処分については、大和市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

<関連規定>

大和市行政手続条例（第2章申請に対する処分、第3章不利益処分）

(委任)

第21条 この条例について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条例を施行するにあたり、更に必要な事項については、規則で定めることとしている。

<関連規定>

「大和市印鑑条例施行規則」